

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当  
日、  
休  
日  
は、  
そ  
の  
翌  
日  
に  
行  
う  
ら  
る  
。

## 目 次

◇条 例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第三十八号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「基き」を「基づき」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第四条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「改訂する」を「改定する」に改め、同条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に、「職員」の等級」を「職員の職務の級」に改め、同条第四項中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第五項中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第八項中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「基き」を「基づき」に改める。

第七条の三第一項第一号中「二十一万七千六百円」を「二十三万円」に改め、同項第二号中「四万千円」を「四万二千元」に改める。

第八条第三項中「一万三千二百円」を「一万四千元」に、「四千二百円」を「四千五百円」に、「八千九百元」を「九千五百円」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 職員が児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当の支給を受ける場合において、次の各号に該当するときは、当該職員の扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、当該各号に掲げる額を減じた額とする。

一 当該児童手当の額が児童手当法第六条第一項第一号又は第二号の規定に基づいて算定される場合において、当該児童手当に係る同法第四条第一項の支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）のうち

当該職員の扶養親族たる者が二人以上あるとき 千円に当該支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から一を減じた数を乗じて得た額から、五百円を控除して得た額

二 当該児童手当の額が児童手当法第六条第一項第三号の規定に基づいて算定される場合において、当該児童手当に係る支給要件児童のうち当該職員の扶養親族たる者が三人以上あるとき 千円に同号の規定による当該児童手当の額の算定の基礎となる数(その数が当該児童手当に係る支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数を超えるときは、当該支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数)を乗じて得た額

第九条の二第二項第一号及び第九条の三中「百分の九」を「百分の十」に改める。

第九条の四第二項第一号ロ中「七千二百円」を「七千五百円」に改める。

第十条第二項第一号中「一万八千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千元」に改め、同項第二号中「二千六百円」を「二千七百円」に、「五千元」を「五千五百円」に、「六千八百円」を「七千五百円」に、「八千七百円」を「九千六百円」に改め、同項第三号中「一万八千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千元」に改める。

第十一条の二第三項中「四十二万六千元」を「四十五万円」に改める。

第十六条の六第二項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	92,700	113,200	132,200	161,500	176,400	193,200	209,600	227,500	255,400	288,000	328,800
2	95,500	118,800	139,000	168,900	184,200	201,300	217,900	236,100	266,100	299,400	342,600
3	98,600	125,100	145,800	176,300	192,100	209,500	226,300	244,900	276,800	310,900	356,400
4	101,700	132,100	152,700	184,000	200,000	217,700	234,700	253,800	287,500	322,400	370,200
5	105,200	138,500	159,700	191,800	207,900	225,900	243,200	262,900	298,400	333,900	384,000
6	109,100	143,700	166,600	199,600	215,600	234,100	251,800	272,000	309,300	345,400	397,800
7	113,200	148,800	173,400	207,200	223,100	242,300	260,500	281,100	320,200	356,900	411,400
8	117,200	153,700	180,000	214,600	230,600	250,700	269,200	290,200	331,000	368,400	425,000
9	120,800	158,100	185,600	221,700	238,000	259,200	277,900	299,300	341,700	379,900	438,400
10	124,000	162,100	191,100	228,800	245,400	267,800	286,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	126,800	166,100	196,400	235,800	252,800	276,400	295,300	317,300	362,100	399,900	462,000
12	129,600	170,000	201,600	242,800	260,000	285,000	303,700	326,200	371,900	408,700	468,400
13	132,000	173,900	206,800	249,500	266,800	293,500	311,600	334,600	380,600	416,000	474,700
14	134,300	176,700	211,500	256,100	273,500	301,400	318,600	342,900	387,300	422,800	480,500
15	136,400	179,500	216,000	262,000	279,100	308,700	325,000	349,700	393,800	427,400	485,300
16	138,000	182,300	220,500	267,700	284,200	314,700	330,500	356,000	398,200		
17		185,000	224,600	271,900	288,900	320,200	335,600	360,200	402,500		
18		187,500	228,000	275,500	292,600	324,200	339,900	364,100	406,800		
19		189,500	231,200	279,000	296,200	328,000	343,800	368,000			
20			233,600	281,600	299,300	331,800	347,600	371,800			
21			236,000	284,200	302,200	335,600	351,300	375,600			
22			238,400	286,800	305,100	339,300	355,000				
23			240,700	289,300	308,000	342,900					
24			243,000	291,800	310,900	346,500					
25			245,200	294,300	313,700						
26			247,400	296,700	316,500						
27			249,600	299,100							
28				301,500							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	107,100	116,000	131,000	169,200	201,100	217,700	234,000	251,700	278,600
2	111,400	120,500	138,600	176,900	209,200	225,800	242,800	260,600	287,700
3	115,800	125,000	146,200	184,900	217,300	233,900	251,700	269,600	297,200
4	120,300	130,700	153,900	192,900	225,400	242,700	260,600	278,600	306,600
5	124,800	138,100	161,600	201,000	233,400	251,600	269,500	287,700	315,900
6	130,300	145,500	168,800	209,100	241,300	260,500	278,400	296,900	325,100
7	137,300	152,800	175,900	217,200	249,200	269,300	287,400	306,100	334,300
8	144,500	160,000	182,900	225,100	257,100	278,200	296,400	315,400	343,500
9	151,600	166,700	190,000	233,000	264,800	287,100	305,400	324,600	352,600
10	158,700	173,400	197,100	240,500	272,500	296,000	314,400	333,800	361,700
11	165,200	180,100	204,100	247,900	280,100	304,900	323,300	343,000	370,400
12	171,800	186,900	211,100	255,300	287,600	313,800	332,200	352,100	379,100
13	178,500	193,700	218,100	262,400	295,100	322,600	341,000	360,900	387,800
14	185,200	200,600	224,900	269,500	302,600	331,400	348,100	369,600	396,000
15	191,900	207,500	231,700	276,500	310,000	339,900	354,800	377,400	404,100
16	198,500	214,200	238,400	283,400	316,900	346,000	361,100	384,300	408,400
17	204,900	220,500	245,100	290,300	323,700	351,700	366,300	388,600	412,500
18	210,600	226,700	251,900	297,100	329,800	356,800	371,100	392,500	416,600
19	216,300	232,800	258,700	303,600	335,300	360,700	375,100	396,400	
20	222,000	238,900	265,600	309,600	339,300	364,500	378,800	400,200	
21	227,700	244,900	272,500	315,600	342,700	368,300	382,500	404,000	
22	233,400	251,000	279,400	321,600	346,100	371,900	386,200		
23	239,100	257,100	286,200	327,000	349,400	375,500			
24	244,800	263,100	292,700	330,500	352,700	379,100			
25	250,400	269,100	298,700	333,700	355,900				
26	256,000	275,000	304,700	336,800	359,100				
27	261,200	280,600	310,700	339,900					
28	266,400	286,100	316,000	343,000					
29	270,400	290,900	319,500	346,000					
30	274,300	295,400	322,700	349,000					
31	278,200	299,800	325,800						
32	282,100	302,600	328,800						
33	284,700	305,400	331,700						
34		308,100	334,600						
35		310,800	337,500						
36		313,500							

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第三 教育職給料表(第三条関係)

## イ 教育職給料表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	101,100	125,900	235,700	320,000
2	104,700	133,200	244,300	329,100
3	108,900	140,500	252,900	338,200
4	113,300	147,800	261,500	347,300
5	118,400	155,000	270,100	356,400
6	124,100	162,200	278,700	365,500
7	130,600	169,400	287,300	374,600
8	137,400	176,600	296,000	383,600
9	144,400	183,800	304,700	392,600
10	151,400	190,900	313,300	401,500
11	158,300	198,400	321,900	410,100
12	165,100	206,700	330,500	418,200
13	171,900	215,100	338,900	425,600
14	178,600	223,500	347,100	432,800
15	185,300	231,900	355,200	437,400
16	192,000	240,200	363,200	
17	198,600	248,500	371,200	
18	205,200	256,700	379,200	
19	211,700	264,900	387,200	
20	217,500	273,100	394,400	
21	223,300	281,300	401,300	
22	228,700	289,500	408,000	
23	234,000	297,700	414,600	
24	239,100	305,800	418,800	
25	244,200	313,200		
26	249,200	320,400		
27	254,000	327,500		
28	258,400	334,600		
29	262,800	341,700		
30	266,200	347,800		
31	269,400	353,600		
32	272,600	358,600		
33	275,600	363,000		
34	277,900	367,300		
35	280,100	371,600		
36	282,300	374,600		
37	284,500			
38	286,700			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	101,100	108,900	201,000	316,600
2	104,700	114,400	209,700	324,700
3	108,900	119,900	218,400	332,800
4	113,300	125,900	227,100	340,900
5	118,400	133,200	235,700	349,000
6	124,100	140,500	244,300	357,000
7	130,600	147,800	252,900	365,000
8	137,400	155,000	261,500	372,800
9	144,300	162,200	270,100	379,900
10	151,200	169,400	278,600	387,000
11	157,800	176,600	287,000	393,400
12	164,300	183,800	294,800	399,700
13	170,500	190,900	302,600	404,700
14	176,700	198,400	310,200	409,700
15	182,700	206,700	317,800	413,800
16	188,600	215,100	325,300	
17	194,300	223,500	332,700	
18	199,800	231,900	340,100	
19	205,300	240,200	347,500	
20	210,500	248,500	354,700	
21	215,400	256,700	361,300	
22	220,100	264,800	367,500	
23	224,500	272,900	373,000	
24	228,700	281,000	377,700	
25	232,100	288,500	381,600	
26	235,400	295,700	384,700	
27	238,200	302,900	387,700	
28	240,700	309,600	390,700	
29	243,100	316,000		
30	245,400	322,100		
31	247,500	328,100		
32	249,600	333,900		
33	251,700	339,100		
34		344,200		
35		348,800		
36		352,700		
37		356,500		
38		360,200		
39		362,800		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表(第三条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	92,800	118,300	190,700	227,200	264,600
2	95,600	125,000	199,800	236,400	275,300
3	98,700	132,600	208,900	245,600	286,000
4	101,900	140,300	218,000	254,800	297,100
5	105,700	148,000	227,100	264,000	308,300
6	110,400	155,700	236,200	273,200	320,000
7	115,400	163,400	245,100	282,100	331,900
8	120,700	171,100	254,000	291,000	343,800
9	127,300	178,800	262,800	299,600	355,700
10	134,100	186,500	271,400	308,000	367,500
11	141,200	194,100	279,200	316,300	379,300
12	148,300	201,700	286,800	324,500	391,000
13	155,500	209,300	294,100	332,700	402,400
14	162,700	216,500	300,600	340,800	413,800
15	169,700	223,700	306,600	348,800	425,200
16	176,600	230,600	312,600	356,800	436,600
17	183,400	236,900	318,500	364,800	447,900
18	189,900	243,200	324,300	372,700	457,500
19	195,500	249,500	330,000	380,600	464,700
20	200,800	255,800	335,300	387,300	470,800
21	206,000	261,900	340,400	393,800	476,000
22	211,200	268,000	345,100	398,300	481,100
23	216,200	274,100	349,500	402,800	485,300
24	221,200	278,900	353,300	406,800	
25	225,700	283,500	356,800		
26	229,400	287,000	360,300		
27	232,900	290,400	363,800		
28	235,700	293,700			
29	238,300	297,000			
30	240,800	300,200			
31	243,300	303,400			
32	245,800				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

## イ 医療職給料表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	162,900	224,100	256,800	334,000
2	172,100	234,900	267,900	344,900
3	181,500	245,800	279,000	355,700
4	192,200	256,800	290,000	366,500
5	202,900	267,800	301,000	377,300
6	213,500	278,700	312,000	387,700
7	224,100	289,600	323,000	397,900
8	234,700	300,500	334,000	407,700
9	245,100	311,300	344,800	417,500
10	255,300	322,100	355,600	427,300
11	263,900	331,400	366,400	437,100
12	272,100	340,400	376,500	446,800
13	280,200	349,100	386,300	456,500
14	288,200	357,500	395,900	466,200
15	296,200	365,800	405,500	474,700
16	304,200	374,100	414,800	482,700
17	312,000	382,400	423,800	490,200
18	319,000	390,700	432,800	496,300
19	323,600	397,200	441,800	501,200
20	328,000	403,300	448,600	506,000
21	331,100	409,000	455,200	
22		413,000	459,700	
23		416,900	464,200	
24		420,600	468,500	
25		424,300	472,800	
26		428,000	477,100	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## □ 医療職給料表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	95,600	117,100	149,100	170,500	201,300	236,100	264,700
2	98,800	122,500	156,100	177,900	209,700	244,900	275,700
3	102,200	128,900	163,200	185,300	218,200	253,800	286,700
4	106,500	135,300	170,400	192,800	226,700	262,900	297,700
5	110,900	141,700	177,700	200,500	235,200	272,000	308,700
6	115,600	148,200	185,000	208,200	243,700	281,100	319,700
7	121,000	154,700	192,400	215,900	252,200	290,200	330,700
8	127,300	161,200	199,900	223,600	260,700	299,300	341,500
9	133,500	167,700	207,500	231,200	269,200	308,300	352,100
10	139,200	174,100	215,000	238,700	277,800	317,300	362,100
11	144,200	180,400	222,200	246,100	286,300	326,200	371,900
12	149,200	186,000	229,200	253,400	294,500	334,600	380,600
13	154,000	191,500	236,100	260,700	302,300	342,900	387,300
14	158,200	196,900	243,000	267,700	309,700	349,700	393,800
15	162,300	202,200	249,800	274,600	315,700	356,000	400,200
16	166,300	207,400	256,400	280,300	321,600	360,200	404,500
17	170,200	212,200	262,700	285,400	326,800	364,100	408,800
18	174,100	216,700	268,700	290,400	331,700	368,000	
19	176,900	221,200	273,200	294,200	335,500	371,800	
20	179,700	225,300	277,000	297,900	339,300	375,600	
21	182,300	228,500	280,700	301,300	342,900		
22	184,300	230,900	283,400	304,600	346,500		
23	186,300	233,300	286,000	307,500	350,100		
24		235,500	288,600	310,300			
25		237,700	291,000				
26		239,900	293,400				
27			295,800				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	100,300	115,200	154,900	174,100	201,900	231,500
2	103,900	120,600	161,000	180,700	209,200	239,600
3	107,700	125,900	167,500	187,300	216,500	247,900
4	111,500	131,700	174,000	193,900	223,800	256,400
5	115,200	137,500	180,500	200,500	231,100	265,200
6	120,600	143,300	187,000	207,200	238,100	274,000
7	125,800	149,000	193,400	213,900	245,100	282,800
8	131,500	154,700	199,800	220,600	252,100	291,600
9	137,300	160,300	206,200	227,200	259,000	300,400
10	142,900	165,900	212,600	233,800	265,900	309,200
11	148,400	171,500	218,900	240,300	272,800	317,900
12	153,800	176,900	225,300	246,800	279,700	326,500
13	159,000	182,300	231,600	253,200	286,600	335,100
14	164,100	187,500	237,900	259,600	293,500	343,300
15	169,100	192,700	244,200	266,000	300,400	351,400
16	174,100	197,900	250,400	272,200	307,300	358,800
17	178,800	203,000	256,500	278,400	313,800	366,200
18	183,500	207,900	262,600	284,500	319,600	372,900
19	188,100	212,800	268,500	290,500	324,100	379,000
20	192,700	217,700	274,300	295,800	328,300	383,000
21	197,100	222,600	280,000	300,800	332,500	386,700
22	201,400	227,400	285,500	305,500	336,000	390,400
23	205,600	232,200	290,000	309,100	339,200	
24	209,200	237,000	294,300	312,500	341,900	
25	212,700	241,800	298,400	315,700		
26	215,800	246,600	301,600	318,500		
27	218,900	250,800	304,700	321,200		
28	221,900	254,800	307,300	323,800		
29	224,200	258,700	309,800			
30	226,500	261,200	312,300			
31	228,800	263,600	314,800			
32	231,000	266,000				
33		268,400				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員  
で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第八条第四項の改正規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)、教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第四十二号)第二条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号)、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)、職員給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十八号)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。
- 3 (職務の級への切替)
 

昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第二又は附則別表第三の新号給欄に定める号給とする。
- 5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)附則第十四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下この項において同じ。)を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において改正後の条例第四条第六項の人事委員会規則で定める年齢に達していない職員のうち、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、旧号給を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。
- 6 (最高号給を超える給料月額切替え等)
 

切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の職務の級及び号給等)
- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給

若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。切替期間において、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「昭和五十六年改正条例」という。）附則第七項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

8 (切替日前の異動者の号給等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和五十六年改正条例附則第七項及びこれらに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

10 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

12 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

12 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条の二中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

13 (教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例の一部改正)

13 教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「特一等級」を「十一級」に改める。

第四条中「職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号）」を「職員の旅費に関する条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号）」に、「特一等級」を「十一級」に改める。

14 (企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

14 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

15 (証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

15 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六等級」を「二級」に改める。

16 (職員の旅費に関する条例の一部改正)

16 職員の旅費に関する条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号）

の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「何等級」を「何級」に、「当該等級」を「当該級」に改め、同条第三項中「等級」を「級」に改める。

第十二条中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第十四条第一項第一号イ中「特一等級から六等級まで」を「二級以上」に、「七等級」を「一級」に、「三号給」を「二号給」に改め、同号ロ中「七等級」を「一級」に、「二号給以下」を「一号給」に改め、同項第四号中「特一等級から六等級まで」を「二級以上」に、「七等級」を「一級」に、「三号給」を「二号給」に改める。

第十五条第一項中「さん橋賃」を「棧橋賃」に改め、同項第一号及び第二号中「特一等級から六等級まで」を「二級以上」に、「七等級」を「一級」に、「三号給」を「二号給」に、「二号給以下」を「一号給」に改め、同項第五号中「特一等級から六等級まで」を「二級以上」に、「七等級」を「一級」に、「三号給」を「二号給」に改める。

附則第二項中「七等級」を「一級」に、「二号給以下」を「一号給」に、「特一等級」を「十一級」に改める。

別表の一の表区分の欄中「特一等級又は一等級」を「九級以上」に、「二等級」を「八級」に改め、同表の二の表区分の欄中「特一等級又は一等級」を「九級以上」に、「二等級又は三等級」を「八級以下六級以上」に、「四等級」を「五級」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

17 前項の規定による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

18 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「二等級又は三等級」を「一級又は二級」に改める。

第五条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「一等級」を「三級」に改め、同条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に、「二等級」を「二級」に、「一等級」を「三級」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

19 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「最初の」を削り、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

附則第十四項中「二等級」の下に「が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十年十二月鳥取県条例第三十八号) 附則第三項の規定により切り替えられることとなる職務の級」を加え、「属する職務の等級」を「属する職務の級」に改め、「昭和五十一年四月一日において職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給を超える給料月額を受けている職員の同日以降における最初の昇給又は」を削る。

20 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「の受ける」の下に「職務の級の号給に相当するものとして、人事委員会が定める職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例(昭和六十年十二月鳥取県条例第三十八号)による改正前の職員の給与に関する条例別表第一から別表第五までに定める」を加え、「が職務の等級」を「が職務の級」に改める。

附則別表第一 職員の職務の級への切替表(附則第三項関係)

給料表	旧等級	職務の級
行政職給料表	7 等級	1 級
	6 等級	2 級
	5 等級	3 級
	4 等級	4 級
	3 等級	6 級
	2 等級	8 級
	1 等級	9 級
	特 1 等級	11 級
	7 等級	1 級
	6 等級	2 級
	5 等級	3 級
教育職給料表 (一)	4 等級	4 級
	3 等級	6 級
	2 等級	8 級
	1 等級	9 級
	3 等級	1 級
	2 等級	2 級
	1 等級	3 級
	特 1 等級	4 級
	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
研究職給料表	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
	1 等級	5 級
	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
	1 等級	4 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
	1 等級	4 級
医療職給料表 (一)	4 等級	4 級
	3 等級	6 級
	2 等級	8 級
	1 等級	9 級
	3 等級	1 級
	2 等級	2 級
	1 等級	3 級
	特 1 等級	4 級
	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
1 等級	4 級	
公安職給料表		

医療職給料表 (甲)		6 等 級	1 級
		5 等 級	
医療職給料表 (乙)		4 等 級	2 級
		3 等 級	3 級
医療職給料表 (丙)		2 等 級	4・5 級
		特 2 等 級	6 級
医療職給料表 (丁)		1 等 級	7 級
		4 等 級	1 級
医療職給料表 (戊)		3 等 級	2 級
		2 等 級	3 級
医療職給料表 (己)		1 等 級	5 級
		特 1 等 級	6 級

附則別表第二 医療職給料表(ニ)の1級となる職員以外の職員の号給の切替表 (附則第四項関係)

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	6 級	8 級	9 級	11 級
1		1	1				1	1
2	1	2	2	1	1	1	2	2
3	2	3	3	2	2	2	3	3
4	3	4	4	3	3	3	4	4
5	4	5	5	4	4	4	5	5
6	5	6	6	5	5	5	6	6
7	6	7	7	6	6	6	7	7
8	7	8	8	7	7	7	8	8
9	8	9	9	8	8	8	9	9
10	9	10	10	9	9	9	10	10
11	10	11	11	10	10	10	11	11
12	11	12	12	11	11	11	12	12
13	12	13	13	12	12	12	13	13
14	13	14	14	13	13	13	14	14
15	14	15	15	14	14	14	15	15
16	15	16	16	15	15	15	16	
17	16	17	17	16	16	16		
18		18	18	17	17	17		
19		19	19	18	18	18		
20			20	19	19	19		
21			21	20	20			
22			22	21	21			
23			23	22	22			
24			24	23				
25				24				
26				25				



ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	6 級	8 級	9 級
1		1	1				
2	1	2	2	1	1	1	1
3	2	3	3	2	2	2	1
4	3	4	4	3	3	3	2
5	4	5	5	4	4	4	3
6	5	6	6	5	5	5	4
7	6	7	7	6	6	6	5
8	7	8	8	7	7	7	6
9	8	9	9	8	8	8	7
10	9	10	10	9	9	9	8
11	10	11	11	10	10	10	9
12	11	12	12	11	11	11	10
13	12	13	13	12	12	12	11
14	13	14	14	13	13	13	12
15	14	15	15	14	14	14	13
16	15	16	16	15	15	15	14
17	16	17	17	16	16	16	15
18	17	18	18	17	17	17	16
19	18	19	19	18	18	18	17
20	19	20	20	19	19	19	
21	20	21	21	20	20		
22	21	22	22	21	21		
23	22	23	23	22	22		
24	23	24	24	23			
25	24	25	25	24			
26	25	26	26	25			
27	26	27	27	26			
28	27	28	28	27			
29	28	29	29	28			
30	29	30	30				
31	30	31	31				
32	31	32	32				
33	32	33	33				
34	33						

ハ 教育職給料表(-)の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1		1		1
2	1	1	1	2
3	2	2	2	3
4	3	3	3	4
5	4	4	4	5
6	5	5	5	6
7	6	6	6	7
8	7	7	7	8
9	8	8	8	9
10	9	9	9	10
11	10	10	10	11
12	11	11	11	12
13	12	12	12	13
14	13	13	13	14
15	14	14	14	15
16	15	15	15	
17	16	16	16	
18	17	17	17	
19	18	18	18	
20	19	19	19	
21	20	20	20	
22	21	21	21	
23	22	22	22	
24	23	23	23	
25	24	24	24	
26	25	25		
27	26	26		
28	27	27		
29	28	28		
30	29	29		
31	30	30		
32	31	31		
33	32	32		
34	33	33		
35	34	34		
36		35		
37		36		

## ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1		1		1
2	1	2	1	2
3	2	3	2	3
4	3	4	3	4
5	4	5	4	5
6	5	6	5	6
7	6	7	6	7
8	7	8	7	8
9	8	9	8	9
10	9	10	9	10
11	10	11	10	11
12	11	12	11	12
13	12	13	12	13
14	13	14	13	14
15	14	15	14	15
16	15	16	15	
17	16	17	16	
18	17	18	17	
19	18	19	18	
20	19	20	19	
21	20	21	20	
22	21	22	21	
23	22	23	22	
24	23	24	23	
25	24	25	24	
26	25	26	25	
27	26	27	26	
28	27	28	27	
29	28	29	28	
30	29	30		
31	30	31		
32		32		
33		33		
34		34		
35		35		
36		36		
37		37		
38		38		
39		39		

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給			
	1 級	2 級	3 級	5 級
1	4	1		
2	5	2		
3	6	3		
4	7	4	1	1
5	8	5	2	2
6	9	6	3	3
7	10	7	4	4
8	11	8	5	5
9	12	9	6	6
10	13	10	7	7
11	14	11	8	8
12	15	12	9	9
13	16	13	10	10
14	17	14	11	11
15	18	15	12	12
16	19	16	13	13
17	20	17	14	14
18	21	18	15	15
19	22	19	16	16
20	23	20	17	17
21	24	21	18	18
22	25	22	19	19
23	26	23	20	20
24	27	24	21	21
25	28	25	22	22
26	29	26	23	23
27		27	24	
28		28		

## へ 医療職給料表(-)の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1		1	1
2	1	1	2	2
3	2	2	3	3
4	3	3	4	4
5	4	4	5	5
6	5	5	6	6
7	6	6	7	7
8	7	7	8	8
9	8	8	9	9
10	9	9	10	10
11	10	10	11	11
12	11	11	12	12
13	12	12	13	13
14	13	13	14	14
15	14	14	15	15
16	15	15	16	16
17	16	16	17	17
18	17	17	18	18
19	18	18	19	19
20	19	19	20	20
21	20	20	21	
22	21	21	22	
23		22	23	
24		23		

ト 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給				
	2 級	3 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	
18	18	18	18		
19	19	19	19		
20	20	20	20		
21	21	21			
22	22	22			
23	23	23			
24	24	24			

## チ 医療職給料表(㊦)の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給				
	1 級	2 級	3 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	2
3	3	3	3	1	3
4	4	4	4	1	4
5	5	5	5	2	5
6	6	6	6	3	6
7	7	7	7	4	7
8	8	8	8	5	8
9	9	9	9	6	9
10	10	10	10	7	10
11	11	11	11	8	11
12	12	12	12	9	12
13	13	13	13	10	13
14	14	14	14	11	14
15	15	15	15	12	15
16	16	16	16	13	16
17	17	17	17	14	17
18	18	18	18	15	18
19	19	19	19	16	19
20	20	20	20	17	20
21	21	21	21	18	21
22	22	22	22	19	22
23	23	23	23	20	
24	24	24	24	21	
25	25	25	25	22	
26	26	26	26	23	
27	27	27	27	24	
28	28	28	28		
29	29	29			
30		30			

備考 これらの表の新号給欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第三 医療職給料表(二)の1級となる職員の号給の切替表(附則第四項関係)

旧 号 給		新 号 給
6 等 級	5 等 級	
2		1
3		2
4	1	3
5	2	4
6	3	5
7	4	6
8	5	7
9	6	8
10	7	9
11		
12	8	10
13		
	9	11
	10	12
	11	13
	12	14
	13	15
	14	16
	15	17
	16	18
	17	19
	18	20
	19	21
	20	22

備考 この表の旧号給欄中「6等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。



特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十九号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「特一等級」を「十一級」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第一条、第二条、第三条、第四条関係)

出納長	副知事	知事	議会の議員			区分	報酬又は給料の額
			議員	副議長	議長		
〃	〃	〃	〃	〃	月額	七四〇、〇〇〇円	
六五〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	六四〇、〇〇〇円			

海区漁業調整委員会の委員		収用委員会の委員		地方労働委員会の委員			人事委員会の委員		監査委員		選挙管理委員会の委員		教育委員会の委員	
委員	会長	委員	会長	使用者委員及び労働者委員	公益委員	会長	委員	委員長	知識経験を有する者のうちから選任された監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員	委員	委員長	委員	委員長
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四一、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円

内水面漁場管理委員会の委員	会 長	〃	四八、〇〇〇円
	委 員	〃	四一、〇〇〇円
公安委員会の委員	委 員 長	〃	一七〇、〇〇〇円
	委 員	〃	一四〇、〇〇〇円
専 門 委 員	〃	一日につき 一四、〇〇〇円以内	
附属機関の委員その他の構成員	〃	〃	七、八〇〇円
選 挙 長	〃	〃	六、三〇〇円
選 挙 分 会 長	〃	〃	六、三〇〇円
審 査 分 会 長	〃	〃	六、三〇〇円
選 挙 立 会 人	〃	〃	五、一〇〇円
審 査 分 会 立 会 人	〃	〃	五、一〇〇円

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十年十二月鳥取県条例第三十八号）の施行の日から施行する。

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和六十年十二月一日から適用する。ただし、改正後の条例第三条の二の規定は、同年七月一日から適用する。

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。